

第 19 回高知県屋外広告物審議会 議事録

平成 27 年 2 月 9 日（月）15 時～16 時

高知城ホール 2 階 中会議室「せんだん」

《出席者》

審議会委員：広末委員、池添委員、石坂委員、松井委員、川村委員、重山委員、楠瀬委員、田島委員、大倉委員（計 9 名）

幹事：経営支援課長代理、観光政策課長代理、道路課長代理、都市計画課長、文化財課長代理、生活環境課長代理（計 6 名）

関係機関：南国市都市整備課（計 2 名）

事務局：高知県土木部都市計画課（計 5 名） 合計 22 名

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今より第 19 回高知県屋外広告物審議会を開催いたします。私、本審議会事務局の高知県土木部都市計画課課長補佐の小松でございます。本日は、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は、表紙に記載しております。配布資料は、資料－1 出席者名簿 A4 が 1 枚、資料－2 配席図 A4 が 1 枚、資料－3 の議案書が両面白黒ホチキス留め、資料－4 議案説明資料、両面カラーホチキス留め、資料－5 広告景観形成地区比較一覧表カラー A3、資料－6 南国市申請書、両面白黒ホチキス留め、資料－7 高知県屋外広告物条例及び施行規則、白黒両面、以上よろしいでしょうか。不足がありましたら、事務局にお知らせください。

本日は、平成 26 年 10 月 1 日の委員改選後、初めての審議会となりますので、議事に入ります前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。まず、ご出席の委員の方からご紹介いたします。

高知商工会議所常議員の広末委員様、高知県広告美術協同組合理事長の池添委員様、高知県広告美術協同組合副理事長の石坂委員様、国際デザイン・ビューティーカレッジ非常勤講師の松井委員様、こうち木の家ネットワーク事務局長の川村委員様、高知工科大学社会システム工学群教授の重山委員様、高知県建築士会女性部会相談役の楠瀬委員様、高知こどもの図書館理事の田島委員様、カラーオフィスパーソナル代表の大倉委員様、なお、弁護士の中橋委員様につきましては、本日、所用のため欠席されております。委員のご紹介は以上でございます。

本日は、当審議会委員 10 名のうち 9 名のご出席をいただいておりますので、本日の審議

会が高知県屋外広告物条例施行規則第 35 条第 4 項に定める成立要件「委員の過半数の出席」を満たしていることを、ご報告いたします。

それでは、ただ今から議事に移らせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように委員改選後、初めての審議会となりますので、まず会長を選出していただく必要がございます。

会長選出までの議事進行については、引き続き私の方で務めさせていただきます。

当審議会の会長の選出については、高知県屋外広告物条例施行規則第 34 条に、委員の互選により定めることになっております。

会長に推薦される方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

大倉委員を推薦します。

(事務局)

ただいま、大倉委員の推薦がございましたが、他にご推薦はございませんか。

無いようですので、当審議会会長として、大倉委員に同意していただける方は、挙手をお願いいたします。賛成多数のため、会長は大倉委員に決定いたします。それでは、会長に選任されました大倉委員さまは、会長席への移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、高知県屋外広告物条例施行規則第 35 条第 3 項において、会議の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、会長である、大倉委員さまをお願いいたします。

(会長)

会長を務めさせていただくこととなりました大倉でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、会長就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

屋外広告物は、情報を伝達する重要な手段であります。広告主にとっては、企業イメージを表す大切な顔であると同時に、まちづくりの観点から言えば、街の景観、街の顔を形成し、街を活性化させる重要な役割を担うものでもあります。そのため、広告物にたずさわる一人ひとりがルールを守り、適正な維持管理が継続されていくことが重要であります。この審議会は、その屋外広告物のあり方について審議するという、重要な機関でございます。審議会の運営にあたりましては、公正で適正な運営を目指してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、会長代理について、高知県屋外広告物条例施行規則第 34 条第 3 項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。会長職務代理委員については、松井委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、松井委員に会長職務代理者をお願いします。よろしくをお願いします。

次に、本審議会では、会議録を作成して、その会議録に委員の代表者の方、2名に署名をしていただくこととなっておりますので、私の方から会議録署名委員について、指名させていただきます。今回の会議録署名委員は、石坂委員と、田島委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議案「県道高知空港インター線における広告景観形成地区の指定」について審議いたします。指定の内容について、事務局から説明していただきますが、共通事項、建築物を利用して設置する広告物と、建築物のある敷地に設置する広告物と、建築物のない敷地に設置する広告物の大きく3つに分類して、審議をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、共通事項と、建築物を利用して設置する広告物の規制内容について、事務局は説明をお願いします。

(事務局)

高知県土木部都市計画課 計画担当チーフの伊藤と申します。よろしくお願いたします。

それでは、県道高知空港インター線における広告景観形成地区の指定について、ご説明いたします。まず、お手元の「資料3」議案書の1ページをご覧ください。

高知県知事から高知県屋外広告物審議会会長あてに諮問しました文書を読み上げます。

26 高都計第 517 号、高知県屋外広告物審議会会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

平成 27 年 1 月 16 日 高知県知事 尾崎 正直 記

1 広告景観形成地区の指定について

申請者 南国市長 橋詰 壽人

場所 県道高知空港インター線及び当該道路から側方へ 100m 以内の区域で、国道 55 号との交差点から市道王子空港線の接点までの区間

以上が諮問いたしました文書になります。

今回は、高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項において、広告景観形成地区として指定する場合は、審議会の意見を聴かなければならないと規定されているため、諮問するものです。

次のページをおめくりください。こちらが、広告景観形成地区を指定する告示（案）に

なります。

ご説明につきましては、この告示（案）と、お手元にお配りしています「資料4」により、具体的に図でもって、ご説明させていただきます。

それでは、手続き等を含めました概要もあわせて、「共通事項」と「建築物を利用して設置する広告物」の規制内容について、ご説明いたします。なお、資料4につきましては、前方スクリーンでご説明させていただきますが、併せてお手元の資料もご覧ください。今回、指定を行います路線は、中央に赤線で示しています「県道高知空港インター線」になります。

この路線は、高知東部自動車道及び国道55号と高知龍馬空港を結ぶ路線であり、高知東部自動車道との一体的な整備により、陸、海、空の交通ネットワークが形成され、安全・快適な交通の確保、物流の効率化、観光交流のさらなる促進に、大きく寄与するものとして期待されていることから、本県の空の玄関口としてふさわしい、沿道景観を形成していく必要があります。

中でも、屋外広告物は、景観を構成する要素のひとつですが、無秩序に設置されれば景観上支障となりやすい物件ですので、適正なコントロールを行い、地域特性に応じた良好な景観の形成を図るため、広告景観形成地区の指定を行うことといたしました。

指定する区域は、赤く着色しています県道高知空港インター線のうち、新たに道路を建設しています、黄色の線で囲っている区域になります。

告示（案）では、「資料3」議案書の2ページに、①として標記し、下線をしている部分になります。区域としましては、「県道高知空港インター（国道55号と交わる交差点から南国市道王子空港線との接点までの区間）及び該当道路から東西側方へ100m以内の区域」になります。この区域における、県道高知空港インター線の供用開始予定日、開通日は、2月28日（土）となっています。

また、現在、この区域における屋外広告物に関する規制は、都市計画区域内であることから、許可を受けて屋外広告物を表示することができる許可地域となっています。

ここで、広告景観形成地区について、ご説明いたします。

広告景観形成地区とは、市町村長の申請に基づき、禁止地域等又は許可地域等において、良好な景観を保持し、又は創出するため、秩序ある又は節度ある広告物又は掲出物件による景観の形成が特に必要であると認める区域を指定するもので、市町村独自の景観に対する考え方に沿って、その地区の一般規制より厳しい規制を行います。また、さまざまな面から厳しい規制を行う地区については、許可手数料を免除することとしています。

現在、県内においては、3地区を広告景観形成地区として指定しています。

まず、1つ目は、高知市から香美市を結ぶ「あけぼの街道」です。こちらは、南国市と当時の土佐山田町の申請に基づき、新設の幹線道路として良好な景観形成が望まれる地区として、平成10年に指定しています。

2つ目は、「高知西バイパス」です。いの町の申請に基づき、伊野ICの近郊であり、特

に良好な景観形成が望まれる地区として、平成 10 年に指定しています。

3 つ目は、「土佐市バイパス」です。土佐市の申請に基づき、土佐 I C の近郊であり、特に良好な景観形成が望まれる地区として、平成 14 年に指定しています。

今回、県道高知空港インター線を指定すれば、県内で 4 つ目の広告景観形成地区となります。

ここで、お手元の「資料 5」広告景観形成地区規制比較一覧表をご覧ください。こちらは、一般の許可規制内容、既に規制している 3 地区の規制内容、今回の指定地区の規制内容を一覧表にしたものです。この一覧表には、一般の許可基準に上乘せした基準のみを記載しています。さらに、今回の規制内容が、既に規制している 3 地区と異なるものについては、赤線で囲いをしています。詳細の内容につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、広告景観形成地区の指定の手続きについて、ご説明いたします。

まず、広告景観形成地区の指定を申請する市町村長は、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想や、形状、面積、色彩、意匠、素材、位置など、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する方針を作成して知事に提出しなければなりません。

このため、南国市長から平成 27 年 1 月 8 日付けで、知事に申請書が提出されました。

お手元にお配りしています「資料 6」をご覧ください。こちらが、南国市長から高知県知事あてに提出されました「広告景観形成地区指定申請書」になります。これを受けまして、今回、審議会に諮問いたしました。

広告景観形成地区の指定にあたっては、審議会での意見も踏まえつつ、高知県屋外広告物条例第 7 条第 3 項に基づき、知事は、市町村長から提出のあった方針を参酌して、広告物の表示又は掲出物件の設置に関する広告景観形成方針を定め、指定することとなります。

なお、告示（案）につきましては、南国市長から申請のありました内容と同様のものとなっています。

指定の告示日及び施行日の予定は、告示日を平成 27 年 2 月 27 日、施行日を、道路供用開始予定日の平成 27 年 2 月 28 日としています。なお、施行日につきましては、議案書の 7 ページの、②の下線部に記載しています。以上が、手続き等を含めました概要となります。

それでは、ここから、「共通事項」と「建築物を利用して設置する広告物」について、ご説明いたします。先ほどもご説明いたしましたが、県道高知空港インター線は、高知東部自動車道及び国道 55 号と高知龍馬空港を結ぶ路線であり、高知東部自動車道との一体的な整備により、陸、海、空の交通ネットワークが形成され、安全・快適な交通の確保、物流の効率化、観光交流のさらなる促進に大きく寄与するものとして期待されており、本県の空の玄関口としてふさわしい、沿道景観を形成していく必要があります。

したがって、当路線は、景観に対する配慮と適切な情報提供について、高い次元で調和することが求められていることから、これを踏まえた規制基準としています。

まず初めに、広告物及び掲出物件、全てにおける共通事項について、ご説明いたします。

この表では、一般規制と広告景観形成地区との比較、また、告示（案）に記載している箇所を示してあります。

この共通事項は、一般規制にはないものとなっています。広告景観形成地区では、蛍光の素材を使用しないこと、また、照明装置付のものであるときは、その照明装置は点滅しない構造であること、また、表示の方向から見た場合に光源が隠れるか、半透明のもので覆われていることとしています。

この規制基準は、沿道景観の品位を保ち、落ち着いた景観とするために、特に目立つ意匠のものを避けるという趣旨で、規定することとしています。

次に、屋上広告物等について、ご説明いたします。

建築物を利用して設置する広告物として、屋上広告物等と壁面広告物等がございます。

まずは、屋上広告物等について、ご説明いたします。

一般規制では、屋上広告物等の上端から地盤面までの高さが、15mを超え 51m以下のとき、広告物等の縦の長さは、当該広告物等を設置する建物の高さの2分の1以下となっていますが、広告景観形成地区では、上端から地盤面までの高さが、8mを超え 51m以下のとき、広告物等の縦の長さは、当該広告物等を設置する建物の高さの4分の1以下かつ4m以下としています。

広告物等の高さは、どんなに高くても1階の高さ程度までということで、上限を4m以下に設定しています。

また、広告物等の上端から地盤面までの高さが 51mを超えるときは、広告物等の縦の長さは、一般基準と同様に3m以下としています。

次に、一般規制にはないもので、広告景観形成地区では、広告物等は、縦長のものではないこと、また、支柱及び骨組みが露出しないようにすること、という基準を設定しています。これは、安定感のある形状にするとともに、建物の姿を大きく崩さないようにすること、また、安易な仕様のもを避け、沿道景観の品位を保つため、このような基準を設定いたしました。

次に壁面広告物等ですが、地盤面からの高さが 51m以下の部分については、表示又は掲出物件の表示可能面積の合計は、一般規制では、壁面面積の1/2以下ですが、1/8以下という基準としています。

こちらも屋上広告物等と同様に、広告物等が建物のアクセントとなる程度の大きさで設定しています。

なお、地盤面からの高さが 51m以上の壁面に表示する場合の広告物等の縦の長さは、一般基準と同様に3m以下にしています。

以上で、ご説明を終わります。

(会長)

ただ今、事務局が説明した、共通事項と、建築物を利用して設置する広告物である屋上

広告物等、壁面広告物等の規制内容について、お諮りしたいと思います。ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、共通事項、屋上広告物等、壁面広告物等の規制内容については、「原案のとおり」と知事に答申することでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それではそのように答申することといたします。続きまして、事務局は建築物のある敷地に設置する広告物の規制内容について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、建築物のある敷地に設置する広告物として、敷地内独立広告物等について、ご説明いたします。

まず、広告物の表示面積、又は、掲出物件の表示可能面積は、一般規制では、1面につき50㎡以下であり、かつ、1基につき140㎡以下であること、また、広告物等の高さは、地盤面から15m以下となっていますが、広告景観形成地区では、1面につき10㎡以下であり、かつ、1基につき30㎡以下であること、また、広告物等の高さは、地盤面から8m以下という基準にしています。

1面の面積につきましては、野立て広告物等と統一を図るため、同様の10㎡以下とし、1基当たりの表示面積については、一般規制地区において、1面の面積の2.8倍となっていることから、これとほぼ同程度の割合として30㎡にしています。

高さにつきましては、地盤高から8m以下とし、2階建ての建物程度までとしています。

また、屋上広告物等と同様に、表示面の裏面の骨組みが露出しないようにするという基準にしています。

さらに、簡易な広告物等、例えば、はり紙、はり札、立て看板等を除き、一敷地内について設置できる広告物等は、2基以下としています。

ただし、広告物等の相互間距離が30m以上離れている場合は、2基を超えて表示し、設置することができることとしています。これは、例えば、店舗において、入口と出口に1箇所ずつ設置するものと想定した場合、入口と出口の距離が大きく離れている場合については、設置できることとしたものです。

以上で、ご説明を終わります。

(会長)

ただ今、事務局が説明した、建築物のある敷地に設置する広告物である敷地内独立広告

物等の規制内容について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、敷地内独立広告物等の規制内容については、「原案のとおり」と知事に答申することでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それではそのように答申することといたします。続きまして、事務局は建築物のない敷地に設置する広告物の規制内容について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、建築物のない敷地に設置する広告物として、野立て広告物等の基準を、ご説明いたします。こちらについては、なるべく美しく、整然とした広告物等が並ぶ路線とするよう検討し、形や規模、色彩等なるべく同じものになるような基準としました。

広告物等の表示面の形状は、長方形の板状で、2面まで（片面又は両面）の表示であること、また、支柱は2本で、表示面の側方からそれぞれ当該表示面の横の長さの2割の長さ分内側の位置に設置することとしています。

広告物等の大きさについては、一般規制では、広告物等の表示面積等は、1面につき50㎡以下であり、かつ、1基につき140㎡以下、高さは、地盤面から15m以下となっておりますが、広告景観形成地区では、統一感のある沿道景観とするため、2つパターンを設定し、野立て広告物等の大きさが揃うようにしています。

左は、上端までの高さは、直近の道路面から3.6m以上4m以下であり、かつ、表示面の縦の長さは2.2m以上2.5m以下で、横の長さは3.6m以上4m以下、右は、上端までの高さは直近の道路面から4m以下であり、かつ、表示面は横の長さが縦の長さの1.4倍以上1.8倍以下の横長で、表示面積及び表示可能面積は、1面につき4㎡以下としています。

次に、色彩ですが、こちらは、後ほどご説明いたします。

次に、表示面の裏面の骨組みにつきましては、他の広告物等と同様に、露出しないようにすることとしています。

次に、ネオンサイン類につきましては、特に目立つ意匠のものを避けるということから、使用しないこととしています。

次に、相互間距離につきましては、一般規制では、30m以上のものを、広告景観形成地区では、100m以上離れていることとしています。これは広告物等が乱立しないようにするため、通常より間隔をあけたものです。

次に、高知空港インター線から4m以上離れていることという基準につきましては、道

路走行中の圧迫感をなくすため、広告物約1基分の距離だけ道路から遠ざけることとして
います。また、相互間距離を長く限定することから設置できる広告物等の数量が限定され
るため、数量は、進行方向に各1基ずつの設置を想定し、申請者1人につき2基までとし
ました。

次に、県道高知空港インター線と国道55号との交差点の区域から100m以上離れている
ことにつきましては、広告物等の乱立が予想されるため、交差点区域を禁止地域としまし
た。なお、こちらにつきましては、「資料5」に赤線で囲いをした箇所となり、既に広告景
観形成地区として指定しています3地区と違う、この地区独自の規制となります。

それでは、色彩の規制につきまして、ご説明いたします。

こちらは、日本工業規格に定める、色の表示方法で、「マンセル表色系」で、色相、明度、
彩度という3つの属性で色を表します。「色相とは」、色の様相を表すもので、例えば赤
は「Red」なので、アルファベットの「R」で表記します。「明度とは」、色の明るさを意
味するもので、最も明るい「白」を明度の「10」とし、最も暗い「黒」を明度「0」で表し
ます。「彩度とは」、色の鮮やかさを表すもので、鮮やかなものほど大きな数値で表しま
す。今回の規制では、明度と彩度について制限を設けています。

まず、明度につきましては、「明度4以下」の暗い色について、表示を制限しています。
次に、彩度につきましては、赤、橙、黄の暖色系は10以上、寒色系は、6以上の鮮やかな
色について表示を制限しています。これらの明度と彩度の表示制限につきましては、広告
物の表示面積、又は、掲出物件の表示可能面積の1/4以下であることと規制しています。

こちらの上の写真は、道路標識と広告物が酷似している状況の写真です。

県道高知空港インター線は、高知東部自動車道や国道と高知龍馬空港を結ぶ路線であり、
さらには、超高齢化への対応も踏まえ、色彩については、交通安全に配慮した規制としま
した。道路標識の色彩は、明度が、3.5から4、彩度が10と規定されています。このため、
こちらを基準とし、今回の規制内容に反映し、道路標識との見落としが起りにくいよう
に配慮しました。

こちらは、県道高知空港インター線と国道55号の交差点で、禁止地域を拡大したもので
す。青色の星マークの箇所に、野立て広告物が1基設置されています。先ほどご説明し
ましたとおり、野立て広告物等は、交差点区域の100m以内は設置を禁止することとして
います。このため、この広告物については、撤去していただかなくてはならないこととな
ります。この広告物の許可申請者には、事前にご説明を行い、了承をいただいています
が、経過措置期間として、新しい基準に適合させていただくために、一定の猶予期間を設
けています。一般規制の場合、経過措置期間は「3年」ですが、広告景観形成地区にお
いては、規制内容が通常より厳しいこともあり、2倍の「6年」を設定しています。ま
た、この地区における許可手数料につきましても、規制内容が一般の規制より厳しい
ことから、免除することとしています。

以上で説明を終わります。

(会長)

ただ今、事務局が説明した、建築物のない敷地に設置する広告物である野立て広告物等の規制内容について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。何かご意見はございませんでしょうか。

明度4以下ですね、そちらを入れたところが新しい基準になっております。先ほど事務局から説明があったように、規制理由といたしましては一般道の標識のブルーと、自動車専用道路の標識のグリーン、それと酷似するものがあると標識の見誤り若しくは見落としにつながる、ということでございます。それを防ぐという意味で色彩に制限を掛けるという新しい規制でございます。

それでは無いようですので、野立て広告物等の規制内容については、「原案のとおり」と知事に答申することでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、そのように答申することといたします。

また、全体を通して何かご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

(委員)

資料4、10 ページの(5)野立て広告物等に「ネオンサイン及びこれに類するもの」と野立て広告物のところにありますが、もう少し詳しい定義があればありがたいのですが。

ネオンサインと言え、一般の方は夜に山から見下ろした場合に全体がネオンサインみたいなイメージがありますし、業者からすればネオン管を曲げたものがネオンサインであるという細かいイメージがあるんですけども、業者がやるにしても照明とか含めてネオンサインというイメージも取れるかと思うので、もう少し詳しい商品というか製品の具体的な表示があればと思います。

(会長)

LED等もありますので、事務局からその辺りご説明いただけますでしょうか。

該当箇所は、資料4、10 ページの下から5行目の箇所になります。

(事務局)

ネオンサインにつきましては、共通事項にも個別の事項にも出てきます。これは一般規制にはない規制となっております。ご意見も踏まえて、もう少し具体的に類とは何かを事例も含めて。

(委員)

そうですね。電気で光るものがダメなのか。

(事務局)

電光掲示板のようなやつとか、要は意匠が派手なものを抑えるという意味でございますけれども。

(委員)

ネオンサインはネオン管を曲げたものというイメージがあるので、それ以外やったら OK みたいに業者としては思ってしまうがちですが。

(会長)

資料5のA3の1の共通事項にあります。

(事務局)

告示案の中に個別に書いております。資料5につきましては、野立てのその他の部分にネオンサイン類というのが出てきております。野立てにもありますし、共通事項にもあります。

これについては、おっしゃられていることはわかりますので、具体的に何がダメなのかというところを記載するようにするなど、その辺を検討したいと思います。

(会長)

すでに照明装置付きのものという規制がございますが、照明装置以外にもネオンサインに使えるような素材があるということによろしいですか。

(委員)

ネオンサインでも表面を半透明のもので隠したりできるのです。実際そういうものもありますし。ちょっとこのままではあやふやな所があるのではないかと思ったんですけれども。ネオンサインでも隠れていたら OK なのか、露出がダメなのか、とか。

(事務局)

蛍光灯の方は隠れていること、と記載されていますので、ネオンサインについては具体的に物は何なのか、隠した場合どうなのか、そこを検討させてください。

今、おっしゃられた内容は、調べてみないと具体的にどういうものが該当するか、確認してみないといけませんので、確認をしたうえで、このネオン類の所にそういう書きぶり

を追加するということでよろしいでしょうか。具体的に明示しておけばよろしいでしょうか。

(委員)

具体的になかなか難しいと思うんですけども、ネオンサインにどのようなイメージを持っておられたか、感覚を教えてください。

(事務局)

繁華街における、まさにネオンサインと呼ばれる派手なもの、そういうものに類するものです。

(委員)

チカチカしたイメージですかね。

(事務局)

そうですね。

(会長)

点滅をしない構造は、もうすでに規制されてはおりますが、道路を走行するという地区でございますので、安全性を考えると工事中の点滅だとか紛らわしくないようにということだと思います。これから色々な素材が増えてくると思いますので、そういったものについても規制が必要ではないかということですが、そういったことについて事務局はどのように考えておられますか。

(事務局)

よろしければ、そういった書きぶりにすることで事務局にお任せいただけたらと思います。

(会長)

では、この付議事項については、審議会としてネオンサインについては、事務局の方にお任せするということがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

書きぶりについては、ご報告させていただきます。

(会長)

それでは、意見を付して知事に答申させていただくことといたします。

ほかにありませんでしょうか。議事以外のことで何かございませんでしょうか。

付議事項については以上でございます。それでは進行を事務局へお返しします。

(事務局)

本日は、大変ご多用中のところ、ご出席をいただき、また、熱心なご討議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、事務連絡ですが、本日会場までお車で来られた方で、有料駐車場をご利用になられた方は、お手数ですが、後日、領収書を事務局までお送りください。

以上をもちまして、第19回高知県屋外広告物審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さま、どうもありがとうございました。